

## みやぎ地域づくり団体協議会規約

(名称)

第1条 この会は、みやぎ地域づくり団体協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、会員相互の連携を図りながら、地域づくり活動に関する情報の収集及び提供を行うとともに、地域づくり関係団体等相互の交流を促進して、主体的な地域づくりの取組を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域づくり活動の交流促進に関する事業
- (2) 地域づくりに関する情報提供
- (3) その他地域づくりの推進上必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、次の会員で構成する。

- (1) 当協議会の趣旨に賛同する県内の地域づくり団体等
- (2) 県内の市町村
- (3) 県内の広域行政事務組合
- (4) 宮城県震災復興・企画部、各地方振興事務所（栗原、登米圏域にあっては地方振興事務所地域事務所。次条において同じ。）

(支部の設置)

第5条 協議会には、各地方振興事務所単位に協議会支部（以下「支部」という。）を置く。

2 支部は、協議会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 圏域内の地域づくり活動の交流促進に関する事業
- (2) 圏域内の地域づくりに関する情報提供
- (3) その他圏域内の地域づくりの推進上必要な事業

(役員)

第6条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 役員は、第8条に規定する運営委員の中から互選する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠による役員任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、会計の監査にあたる。

(運営委員会)

第8条 協議会には、運営委員会を置き、運営委員は、各支部の代表者各1名並びに宮城県震災復興・企画部職員1名とする。

2 運営委員会は、次に掲げる協議会の基本的な事項を決定する。

- (1) 協議会の運営方針に関すること。
- (2) 協議会の予算及び事業内容に関すること。
- (3) 役員の選任
- (4) その他協議会に関する必要な事項

3 運営委員会は、会長が招集し、会長がその委員長となる。

4 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、宮城県震災復興・企画部地域復興支援課に置く。

2 事務局には、事務局長を置き、宮城県震災復興・企画部地域復興支援課長をもって充てる。

(支部役員)

第10条 支部には、次の支部役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 支部監事 1名

2 支部役員は、第12条に規定する支部委員の中から互選する。

3 支部役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠による支部役員の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(支部役員の職務)

第11条 支部役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は、支部を代表し、支部を総括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 支部監事は、支部会計の監査にあたる。

(支部委員会)

第12条 支部には、支部委員会を置き、支部委員は支部構成員から選出する。

2 支部委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠による支部委員の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

4 支部委員会は、次に掲げる支部の基本的な事項を決定する。

- (1) 支部の運営方針に関すること。
- (2) 支部の事業内容に関すること。
- (3) 支部役員の選任
- (4) その他支部に関する必要な事項

5 支部委員会は、支部長が招集し、支部長が委員長となる。

6 支部委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(支部の事務局)

第13条 支部の事務局は、支部の構成会員の中から支部委員会が決定する。

(会計)

第14条 協議会の経費は、宮城県の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 支部事業に係る経費は、運営委員会の決定に基づき配分する。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(実績報告)

第15条 支部は、当該年度の事業終了後、別記様式により実績報告書を会長に提出するものとする。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成13年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に改正前の宮城県地域づくり団体ネットワーク協議会規約（以下「旧規約」という。）第6条第1項の規定による役員は、改正後の宮城県地域づくり団体ネットワーク協議会規約（以下「新規約」という。）第6条第1項の規定による役員とみなし、旧規約第9条第1項の規定による支部の役員のうち、支部長及び副支部長並びに支部監事は、新規約第10条第1項の規定による支部役員とみなし、旧規約第9条第1項の規定による支部の役員のうち、幹事は、新規約第12条第1項に規定する支部委員とみなす。この場合において、その選出されたものとみなされる者の任期は、新規約第6条第3項、第10条第3項及び第12条第2項の規定にかかわらず、同日における旧規約の規定による役員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この規約の施行の際現に旧規約第11条による支部の事務局は、新規約第13条の規定による支部の事務局とみなす。

附 則

この規約は、平成16年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年6月2日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成23年10月21日から施行し、平成23年4月22日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年6月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。